

砺波市妊婦に対する支援事業のお知らせ

妊婦期から切れ目のない支援を行うため、「妊婦等包括相談支援」と「妊婦のための支援給付」を組合せ、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。この事業は令和7年4月1日から行います。

* 令和7年3月31日までに妊娠届出、出産された方は出産・子育て応援交付金事業で対応します。

対象者

砺波市内に住民票があり、令和7年4月1日以降に妊娠届出をされた妊婦及び出産された方。詳細は別表「妊婦給付申請方法」をごらんください。



事業内容 次の2つの事業を実施します。

妊婦等包括相談支援

妊婦期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、情報発信を行います。

1) 妊娠届出時（健康センターでの面談）

* 出産までの見通しを確認します。

2) 妊娠8か月

* 子育てアプリでのアンケートに回答いただきます。

* 希望する方には面談を行います。

3) こんにちは赤ちゃん訪問時
（生後2～3か月時）

* 市内の子育て支援サービスの紹介や子育て相談等に応じます。

4) となみっ子なび（子育て支援アプリ）から妊娠週数やお子さんの月齢にあわせて情報をお届けします。



妊婦のための支援給付

出産・育児用品購入、産前産後・子育て支援サービス利用等の経済的負担を軽減するために給付を行います。

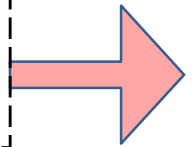
1) 妊婦給付認定申請（妊娠届出時）

2) 妊婦給付1回目（5万円）

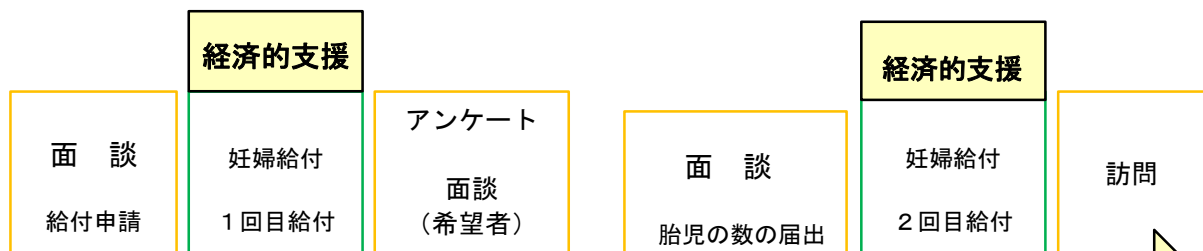
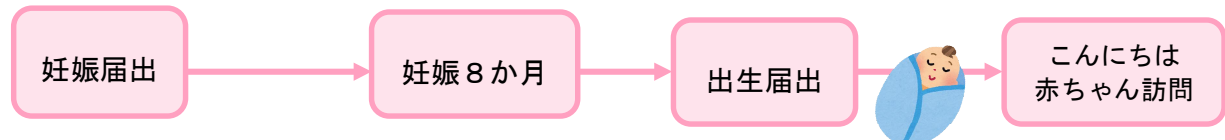
3) 胎児の数の届出（出生届出時）

4) 妊婦給付2回目（妊娠していたお子さん1人あたり5万円）

対象者や申請方法など
詳細については
裏面をご覧ください。



支援の流れ



妊婦等包括相談支援（妊娠から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じます）

妊婦給付申請の方法

対象者 ※1	申請方法	問い合わせ
妊娠届出をされた妊婦	【1回目給付申請】 妊娠届出時に受付 持ち物 ①妊娠届出書 ②砺波市妊婦給付認定申請書 * ①、②とも記入の上持参 ③マイナンバーカード ④振込先金融機関の口座が分かるもの（通帳等の写し等） * 振込先口座は申請者名義（妊婦）のもの	健康センター TEL32－7062
	【2回目給付申請】 出生届出の後、こども課にて受付 持ち物 ①母子健康手帳 ②胎児の数の届出書（記入の上持参） ③振込先金融機関の口座が分かるもの（通帳等の写し等） * 振込先口座は申請者名義（妊婦）のもの ④妊婦以外の方が届出される場合は本人確認書（運転免許証） * 妊娠届出後や出産後にお子さまが亡くなられた場合も給付対象です。	こども課 TEL33 - 1590
妊娠届出前に流産、死産、人工妊娠中絶等された妊婦	【1回目・2回目給付申請】 健康センターにて受付 【持ち物】 ①胎児の心拍を確認できる診断書又は証明書 ②砺波市妊婦給付認定申請書 ③マイナンバーカード ④振込先金融機関の口座が分かるもの（通帳等の写し等） * 振込先口座は申請者名義（妊婦）のもの ⑤胎児の数の届出書（来所時に記入）	健康センター TEL32－7062
※1 いずれの場合も申請時点で砺波市に住民票があり、他市町村で妊婦給付を受けていないことが要件です。		
注意事項 妊婦給付及び胎児の数の届出の申請は、(1)～(3)を起算日として2年を経過した日以降はできません。 起算日 (1) 妊婦給付認定申請は、医療機関で胎児心拍が確認された日 (2) 胎児の数の届出については、出産予定日の8週間前 (3) 流産・死産があった場合は、医療機関等において確認された日		

給付時期・方法

申請月の翌月中旬に、給付認定された妊婦の口座に振込みます。